

業 務 委 託 契 約 書

- 1 業 務 の 名 称 釜石地区合同庁舎冷暖房設備等運転管理業務委託
- 2 履 行 場 所 釜石地区合同庁舎 (岩手県釜石市新町6番50号)
- 3 履 行 期 間 令和 8年 4月 1日から 令和 9年 3月 31日まで
- 4 業 務 委 託 料 金 _____ 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 金 _____ 円)
- 5 契 約 保 証 金 金 _____ 円

岩手県 (以下「発注者」という。) と _____ (以下「受注者」という。) とは、上記の業務を委託することについて、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1 発注者及び受注者は、契約書の条項に基づき、仕様書に従い、法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

(実施に関する指示)

第2 発注者は、受注者に対して業務の実施に関し、作業への立会又は必要な事項を指示することがある。

2 受注者は、業務の実施に関し、必要があると認める場合は、発注者の指示を受けるものとする。

(契約保証金)

第3 受注者は契約の締結と同時に、契約保証金として業務委託料の100分の5以上の額を発注者に納めなければならない。ただし、会計規則 (平成4年岩手県規則第21号) 第112号各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の免除を受けることができる。

(権利の譲渡等)

第4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得た場合、又は信用保証協会法 (昭和28年法律第196号) に規定する信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令 (昭和25年政令第350号) 第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛金債権を譲渡した場合、発注者の対価の支払いによる弁済の効力は、会計規則第38条第2項の規定により会計管理者が支出負担行為の確認をした旨の通知を受けた時点で生ずるものとする。

(再委託等の禁止)

第5 受注者は、業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときはこの限りではない。

(業務の報告等)

第6 受注者は、毎日の業務が完了したときは、遅滞なく発注者に当日の冷暖房設備等運転日誌 (以下「運転日誌」という。) を提出しなければならない。

(業務の内容の変更、中止等)

第7 発注者は、必要があると認めるときは、その内容を受注者に書面により通知して、業務の内

容を変更し、若しくはこれを一時中止することができる。

- 2 前項の場合において、業務委託料又は履行期間を変更するときは、発注者と受注者が協議して書面により定めるものとする。

(損害賠償)

- 第8 業務の完了前に発生した損害（第三者に及ぼした場合も含む。）は、受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた損害については発注者が負担する。

(完了報告及び確認検査)

- 第9 受注者は、5月及び10月を除く各実施月にその業務が完了した場合には、業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了報告書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して10日以内に業務完了報告書を審査し、必要に応じて実地調査を行うことにより、委託事業の実施の状況が契約の内容に適合するかどうかの検査を行うものとする。
- 3 発注者は前項の規定による検査により、委託業務の実施の状況が契約の内容に適合しないと認める場合は、これに適合させるための措置をとるべきことを受注者に対して指示するものとする。

(業務委託料の請求及び支払)

- 第10 発注者は、業務委託料を受注者の請求により別表のとおり毎月支払うものとする。
- 2 発注者は、請求書の提出を受けた場合は、当該提出を受けた日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に業務委託料を支払うものとする。

(履行遅滞の場合における違約金)

- 第11 発注者は、受注者が自己の責めに帰すべき事由により、毎日の業務を完了できない場合は、業務委託料から業務完了部分相当額を控除した額に対して遅延日数に応じ年___パーセントの割合で計算した額を違約金として徴収することがある。

(支払遅延利息)

- 第12 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により、約定期間内に業務委託料を支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払額に対して、年___パーセントの割合で計算した遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、その額が100円未満であるときは、これを支払わないものとし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(契約不適合責任)

- 第13 発注者は、受注者が実施した委託事業に契約の内容に適合しないものがあるときは、受注者に対し、履行の追完を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、受注者に対し、委託料の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償の請求及び解除権の行使を妨げない。

(発注者の催告による解除権)

- 第14 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。
 - (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定に基づき発注者が行う調査を妨げ、若しくは同項の規定に基づき発注者が求める報告を拒み、又は第2若しくは第9第3項

の規定による発注者の指示に従わなかったとき。

(2) その他この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第15 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 不正の手段により委託料の支払を受けたとき。

(2) 次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与していると認められるものを、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する権限を有する事務所、事業所等を代表する者その他経営に実質的に関与していると認められるものをいう。以下この号において同じ。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対する資金等の供給、便宜の供与等により、直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 業務を実施するため必要な物品の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者がアからオまでのいずれかに該当する者を物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(カに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、受注者がこれに従わなかったとき。

(受注者の解除権)

第16 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 業務の変更に伴い、業務委託料が当初の業務委託料の3分の1以下となるとき。

(2) 第7第1項の規定による業務の中止期間が履行期間の2分の1を超えたとき。

(3) 発注者が正当な理由なくして、この契約の条項に違反したとき。

(契約解除の場合における業務委託料の返還)

第17 受注者は、第14又は第15の規定によりこの契約を解除された場合においては、すでに業務委託料の支払いがなされているときは、発注者の定めるところにより、業務委託料を返還するものとする。

2 受注者は、前項の規定により業務委託料を返還しなければならない場合において、これを発注者の定める納期限までに納付しなかったときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年___パーセントの割合で計算した遅延金を発注者に支払わなければならない。

(契約解除の場合における損害賠償金)

第18 第14又は第15の規定により発注者がこの契約を解除したときは、受注者は、損害賠償として契約金額の100分の5に相当する額を発注者に納付するものとする。

2 前項の規定は、委託料の支払があった後においても適用するものとする。

(不当介入に対する措置)

第 19 受注者は、受注者又はこの契約における再委託契約等の相手方が暴力団等から不当要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けた場合は発注者に報告し、及び警察に通報しなければならない。

(秘密の保持)

第 20 受注者の代表者又は使用人、従事者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(経費の負担)

第 21 受注者は、業務の遂行のため使用する制服、機械器具及び材料に要する経費を負担するものとする。

(施設及び設備の使用)

第 22 受注者は、発注者の承認を得て、発注者の施設及び設備を使用することができる。

2 発注者は、受注者に対し業務に必要な用水、給湯及び電力を無償で提供するものとする。
ただし、受注者はその使用に当たっては、効率的な使用に留意しなければならない。

(施設及び設備の取扱い)

第 23 受注者は、業務の実施に当たり、発注者の施設及び設備について善良な管理及び注意をもって取り扱わなければならない。

(補則)

第 24 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約締結の証として、本書 2 通を作成し、発注者、受注者が記名押印して、それぞれその 1 通を保有するものとする。

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

発注者	岩手県 契約担当者 沿岸広域振興局長	_____	印
受注者	住所 氏名	_____ _____	印

別表

年月	支払金額
令和 8年 4月	_____円
令和 8年 6月	_____円
令和 8年 7月	_____円
令和 8年 8月	_____円
令和 8年 9月	_____円
令和 8年11月	_____円
令和 8年12月	_____円
令和 9年 1月	_____円
令和 9年 2月	_____円
令和 9年 3月	_____円